

# 情報提供

那医発第 648 号  
令和 8 年 3 月 17 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「検査料の点数の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。  
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1649 号

令和 8 年 3 月 9 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名



## 検査料点数の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、検査料点数の取扱いについての通知となっております。

令和 8 年 2 月 27 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、  
関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長か  
ら示され、令和 8 年 3 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方  
につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険  
の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されておりますことを申し添  
えます。

記

- 検査料の点数の取扱いについて (令和 8 年 3 月 4 日 (日医発第 1934 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1934号（保険）  
令和8年3月4日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

### 検査料の点数の取扱いについて

令和8年2月27日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料1のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和8年3月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて  
(令和8年2月27日付け 保医発0227第6号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)
2. 検査料の点数の取扱いについて (日本医師会医療保険課)

保医発 0227 第 6 号  
令和 8 年 2 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号）を下記のとおり改正し、令和8年3月1日から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1の第2章第3部第1節第1款D006-19（6）を次のように改正する。

（1）～（5）略

（6） 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には（2）

から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査

エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

オ 肺癌におけるMETex14遺伝子検査

カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査

ク胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査

コ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査

サ 固形癌におけるHER2遺伝子検査

シ 乳癌におけるESR1遺伝子検査

(7)略

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D006-27(11)の次に次を加える。

(12) HER2遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)

HER2遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)は、大腸癌及び肺癌以外の固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)の所定点数を準用して算定する。

(13) ESR1遺伝子検査(乳癌に係るもの)

ESR1遺伝子検査(乳癌に係るもの)は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)の所定点数を準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査     1～18 (略) 第1節 検体検査料     第1款 検体検査実施料         時間外緊急院内検査加算～D006-18 (略)         D006-19 がんゲノムプロファイリング検査             (1)～(5) (略)             (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるが</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査     1～18 (略) 第1節 検体検査料     第1款 検体検査実施料         時間外緊急院内検査加算～D006-18 (略)         D006-19 がんゲノムプロファイリング検査             (1)～(5) (略)             (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるがん</p>

んゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査

エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

オ 肺癌におけるMETex14 遺伝子検査

カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査

ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査

コ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査

サ 固形癌におけるHER2遺伝子検査

シ 乳癌におけるESR1遺伝子検査

(7) (略)

D006-20~D006-26 (略)

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)

(1)~(11) (略)

(12) HER2遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係る

ゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査

エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

オ 肺癌におけるMETex14 遺伝子検査

カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査

ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査

コ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査

(新設)

(新設)

(7) (略)

D006-20~D006-26 (略)

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)

(1)~(11) (略)

(新設)

もの)

HER 2 遺伝子検査 (大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの) は、大腸癌及び肺癌以外の固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り、本区分の「7」HER 2 遺伝子検査 (大腸癌に係るもの) の所定点数を準用して算定する。

(13) ESR 1 遺伝子検査 (乳癌に係るもの)

ESR 1 遺伝子検査 (乳癌に係るもの) は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り、本区分の「7」HER 2 遺伝子検査 (大腸癌に係るもの) の所定点数を準用して算定する。

D 0 0 6 -28~D 0 2 5 (略)

第 2 款 (略)

第 3 節・第 4 節 (略)

第 4 部~第 14 部 (略)

第 3 章 (略)

(新設)

D 0 0 6 -28~D 0 2 5 (略)

第 2 款 (略)

第 3 節・第 4 節 (略)

第 4 部~第 14 部 (略)

第 3 章 (略)

## 検査料の点数の取扱いについて

令和8年2月27日 保医発0227第6号（令和8年3月1日適用）

点 数	D006-19 がんゲノムプロファイリング検査、D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p>
	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章（略） 第2章 特掲診療料 第1部～第2部（略） 第3部 検査 1～18（略） 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D006-18（略） D006-19 がんゲノムプロファイリング検査 (1)～(5)（略） (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。 ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査 イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査、BRAF遺伝子検査 ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査 エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査 オ 肺癌におけるMETex14遺伝子検査 カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査 キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査 ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査 ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査 コ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査 <u>サ 固形癌におけるHER2遺伝子検査</u> <u>シ 乳癌におけるESR1遺伝子検査</u> (7)（略） D006-20～D006-26（略） D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿） (1)～(11)（略） <u>(12) HER2遺伝子検査（大腸癌及び肺癌を除いた固形癌に係るもの）</u></p>

HER 2 遺伝子検査（大腸癌及び肺癌を除いた固形癌に係るもの）は、大腸癌及び肺癌を除いた固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り、本区分の「7」HER 2 遺伝子検査（大腸癌に係るもの）の所定点数を準用して算定する。

(13) ESR 1 遺伝子検査（乳癌に係るもの）

ESR 1 遺伝子検査（乳癌に係るもの）は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り、本区分の「7」HER 2 遺伝子検査（大腸癌に係るもの）の所定点数を準用して算定する。

D 0 0 6 - 28 ~ D 0 2 5 （略）

第 2 款 （略）

第 3 節・第 4 節 （略）

第 4 部～第 14 部 （略）

第 3 章（略）

（日本医師会医療保険課）